

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表（全文）

改正案	現行
<p>第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この会は、奈良県美術展覧会<u>実行委員会</u>（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 <u>本会</u>は、県民の芸術に対する関心を高め、県の文化の振興と交流を図るとともに、その成果の発表の場として、<u>奈良県美術展覧会（以下「<u>県展</u>」という。）及び奈良県ジュニア美術展覧会（以下「<u>ジュニア県展</u>」という。）を開催する。</u> <u>2 県展は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書芸及び写真の6部門について開催する。</u> <u>3 ジュニア県展は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書芸、写真及びデザインの7部門について開催する。</u></p> <p>（構成） <u>第3条 削除</u></p> <p>（組織） <u>第4条 削除</u></p> <p>（事業） <u>第3条 本会</u>は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 <u>（1） 県展の実施に必要な計画の策定及び準備に関すること。</u> <u>（2） 県展の実施及び運営に関すること。</u> <u>（3） ジュニア県展の実施に必要な計画の策定及び準備に関すること。</u></p>	<p>（名称） 第1条 この会は、奈良県美術展覧会（以下「<u>展覧会</u>」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 <u>展覧会</u>は、県民の芸術に対する関心を高め、県の文化の振興と交流を図るとともに、その成果の発表の場として開催する。</p> <p>（構成） <u>第3条 展覧会</u>は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書芸及び写真の6部門で構成する。</p> <p>（組織） <u>第4条 展覧会</u>に次の機関をおく。 <u>（1） 名誉会長（奈良県知事）</u> <u>（2） 実行委員会</u> <u>（3） 審査員選考委員会</u> <u>（4） 審査員会</u> <u>（5） 参与</u> <u>（6） 事務局</u></p>

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表 (全文)

改正案	現行
<p><u>(4) ジュニア県展の実施及び運営に関すること。</u> <u>(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(名誉会長)</u> <u>第4条 本会の名誉会長は「奈良県美術展覧会名誉会長」と称し、奈良県知事をもって充てる。</u></p> <p><u>(役員)</u> 第5条 <u>本会</u>に、次の役員を置く。 (1) 委員長 1名 (奈良県美術人協会委員長) (2) 副委員長 2名 (<u>奈良県地域創造部長</u>、奈良県教育委員会教育長) (3) 委員 6名 (<u>奈良県美術人協会実行委員</u>、<u>奈良県立美術館学芸課長</u>) <u>(4) 削除</u></p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p><u>(役員</u>の職務及び監事の設置) 第6条 委員長は、会務を統括し、<u>本会</u>を代表する。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。 3 委員は、<u>本会</u>を構成し、事業計画、収支予算並びに決算の報告、事業の運営及びその他必要と認める事項に関し審議する。 4 <u>本会の監事は、委員 (奈良県美術人協会実行委員) のうちの2名が務める。</u> 監事は会計を監査する。</p> <p><u>(会議)</u> 第7条 <u>本会</u>は、委員長が招集する。 2 <u>本会</u>は、役員^{の過半数}の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。</p> <p><u>(委員長の専決処分)</u> <u>第8条 委員長は、次の場合において専決処分をすることができる。</u> <u>(1) 本会で審議すべき事項について、緊急を要するため本会を招集する時間的余裕がないとき。</u> <u>(2) 本会で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。</u> 2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の本会で報告</p>	<p><u>(実行委員会)</u> 第5条 <u>実行委員会</u>に、次の役員を置く。 (1) 委員長 1名 (奈良県美術人協会委員長) (2) 副委員長 2名 (<u>奈良県文化・教育・くらし創造部長</u>、奈良県教育委員会教育長) (3) 委員 4名 (美術人協会運営委員3名、県立美術館学芸課長) (4) 監事 2名 (美術人協会運営委員)</p> <p><u>第6条 役員</u>の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第7条 委員長は会務を統括し、<u>実行委員会</u>を代表する。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。 3 委員は<u>実行委員会</u>を構成し、事業計画、収支予算並びに決算の報告、事業の運営及びその他必要と認める事項に関し審議する。 4 監事は会計を監査する。</p> <p>第8条 <u>実行委員会</u>は、委員長が招集する。 2 <u>実行委員会</u>は、役員^{の過半数}の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。</p>

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表 (全文)

改正案	現行
<p><u>し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p><u>(部会)</u> <u>第9条 本会に次の部会を置く。</u> <u>(1) 奈良県美術展覧会部会 (以下「県展部会」という。)</u> <u>(2) 奈良県ジュニア美術展覧会部会 (以下「ジュニア県展部会」という。)</u></p> <p>第2章 県展部会</p> <p><u>(事業)</u> <u>第10条 県展部会は、次の事業を行う。</u> <u>(1) 県展出品作品の鑑査及び審査をするための審査員の選考に関すること。</u> <u>(2) 県展出品作品の鑑査及び審査に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u> <u>第11条 県展部会に、県展審査員選考委員会及び県展審査員会を設置する。</u></p> <p><u>(県展審査員選考委員会)</u> <u>第12条 県展審査員選考委員会は、第2条第2項に定める部門 (以下この章において「部門」という。) ごとに1名の県展審査員選考委員で構成する。</u> <u>2 県展審査員選考委員は、名誉会長が委嘱する。</u> <u>3 県展審査員選考委員会は、名誉会長が招集する。</u> <u>4 県展審査員選考委員会は、県展審査員選考委員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。</u></p> <p><u>(県展審査員選考委員会の所掌事務)</u> <u>第13条 県展審査員選考委員会は、本会にて決定された県展審査員団編成方針に則り、県展審査員団の編成案 (以下「県展審査員団」という。) を策定し、本会に諮る。</u> <u>2 本会にて承認された県展審査員団に登録されている者 (以下「県展審査員候補者」という。) に欠員が生じた場合、県展審査員選考委員会は、新たに県展審査員候補者とすることが適当と認める者を選考し、本会に諮る。</u></p>	<p>(審査員選考委員会)</p> <p><u>第8条の2 審査員選考委員会は、審査員に欠員が生じた場合、新たな審査員を選考し、実行委員会に推薦する。</u> 2 審査員選考委員会は、<u>6部門の代表各</u>1名の選考委員で構成する。</p> <p><u>3 審査員選考委員会は、名誉会長が招集する。</u> <u>4 審査員選考委員に欠員が生じた場合、名誉会長が委嘱する。</u></p>

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表（全文）

改正案	現行
<p>(<u>県展審査員会</u>)</p> <p>第14条 <u>県展審査員会は、次のとおり組織する。</u></p> <p><u>(1) 県展審査員 県展審査員候補者のうち、鑑査及び審査に当たる者として</u> <u>県展の開催回ごとに名誉会長が委嘱するもの</u></p> <p><u>(2) 参与 県展審査員候補者のうち、県展審査員でないもの</u></p> <p><u>2 部門ごとに県展部門運営委員1名を置くこととし、各部門の県展審査員による互選により選任する。</u></p> <p><u>3 県展審査員の任期は、1年とする。</u></p> <p><u>4 県展審査員会は、名誉会長が招集する。</u></p> <p><u>(県展審査員の所掌事務)</u></p> <p>第15条 <u>県展審査員は、県展審査員会において県展審査員及び参与より新たに推薦のあった招待出品者を承認する。</u></p> <p><u>2 県展審査員は、公募作品の鑑査及び審査に当たる。また、前年度県展賞を受賞した無鑑査作品の審査に当たる。</u></p> <p><u>3 県展部門運営委員は、公募作品の鑑査及び審査の運営に当たる。</u></p> <p><u>第3章 ジュニア県展部会</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第16条 <u>ジュニア県展部会は、ジュニア県展出品作品の鑑査及び審査に関することを所掌する。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第17条 <u>ジュニア県展部会に、ジュニア県展審査員会を設置する。</u></p> <p><u>(ジュニア県展審査員会)</u></p> <p>第18条 <u>ジュニア県展審査員会は、第2条第3項に定める部門（以下この章において「部門」という。）ごとに複数名のジュニア県展審査員で構成する。</u></p> <p><u>2 ジュニア県展審査員は、ジュニア県展の開催回ごとに名誉会長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 部門ごとにジュニア県展部門運営委員1名を置くこととし、各部門のジュニア県展審査員による互選により選任する。</u></p> <p><u>4 ジュニア県展審査員の任期は、1年とする。</u></p> <p><u>5 ジュニア県展審査員会は、名誉会長が招集する。</u></p>	<p>(<u>審査員会</u>)</p> <p>第9条 <u>審査員会は、審査員より構成し、各部門の審査員により互選された1名を部門運営委員とする。</u></p> <p><u>2 審査員は、名誉会長がこれを委嘱する。</u></p> <p>第10条 審査員の任期は、1年とする。</p> <p>第11条 審査員は、審査員会において当該年度の招待出品者を決定する。</p> <p><u>2 審査員は、公募作品の鑑査及び審査にあたる。また、前年度県展賞を受賞した無鑑査作品の審査にあたる。</u></p> <p><u>3 部門運営委員は、公募作品の鑑査及び審査の運営にあたる。</u></p>

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表（全文）

改正案	現行
<p><u>(ジュニア県展審査委員会の所掌事務)</u> <u>第 19 条</u> <u>ジュニア県展審査会は、ジュニア県展審査員名簿に欠員が生じた場合、新たなジュニア県展審査員候補を選考し、本会に推薦する。</u> <u>2</u> <u>ジュニア県展審査員は、公募作品の鑑査及び審査に当たる。</u> <u>3</u> <u>ジュニア県展部門運営委員は、公募作品の鑑査及び審査の運営に当たる。</u></p> <p><u>第 12 条</u> <u>削除</u></p> <p><u>第 4 章</u> <u>その他</u> <u>(事務局)</u> <u>第 20 条</u> <u>本会の事務を処理するために事務局を置く。</u> <u>2</u> <u>事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p><u>(会計)</u> <u>第 21 条</u> <u>本会の会計事務は、事務局が処理する。</u> <u>2</u> <u>事務局は、予算案を作成し、本会の承認を得なければならない。</u> <u>3</u> <u>事務局は、監事の監査に付した上、当該会計の決算を本会に報告し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第 22 条</u> <u>本会の会計は、負担金、出品料及びその他の収入をもって充てる。</u></p> <p><u>第 23 条</u> <u>本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</u> <u>2</u> <u>本会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p><u>第 15 条</u> <u>削除</u></p> <p><u>(解散)</u> <u>第 24 条</u> <u>本会は、第 2 条の目的が達成されたとき、本会の議決により解散す</u></p>	<p><u>(顧問及び参与)</u> <u>第 12 条</u> <u>展覧会に、顧問をおくことができる。</u> <u>2</u> <u>顧問及び参与は、名誉会長が委嘱する。</u></p> <p><u>(経費)</u> <u>第 13 条</u> <u>展覧会の経費は、負担金、出品料及びその他の収入をもってこれにあてる。</u></p> <p><u>(会計年度)</u> <u>第 14 条</u> <u>展覧会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</u></p> <p><u>(事務局)</u> <u>第 15 条</u> <u>展覧会の事務局は、奈良県文化振興課におく。</u> <u>2</u> <u>事務局長は、奈良県文化振興課長をもってこれにあてる。</u></p>

奈良県美術展覧会実行委員会会則 新旧対照表 (全文)

改正案	現行
<p><u>る。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他について必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1 この会則の改廃は、本会において決定する。</p> <p>2 この<u>会則</u>は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>3 平成15年4月1日改正</p> <p>4 平成20年4月1日改正</p> <p>5 平成21年4月1日改正</p> <p>6 平成22年4月1日改正</p> <p>7 平成26年4月1日改正</p> <p>8 平成28年4月1日改正</p> <p>9 平成30年4月1日改正</p> <p>10 平成31年4月1日改正</p> <p>11 令和2年4月1日改正</p> <p><u>12 令和6年4月1日施行</u></p>	<p>(附則)</p> <p>1 この会則の改廃は、本会において決定する。</p> <p>2 この<u>規約</u>は平成14年4月1日から施行する。</p> <p>3 平成15年4月1日 <u>一部改正 (第3条第3項の4、第5条第1項の2)</u></p> <p>4 平成20年4月1日 <u>一部改正 (第1～15条)</u></p> <p>5 平成21年4月1日 <u>一部改正 (第5条(3)、第15条第1項、第2項)</u></p> <p>6 平成22年4月1日 <u>一部改正 (第4条(3) 審査員選考委員会、(4) 以下番号変更、第8条の2、(2)(3)(4))</u></p> <p>7 平成26年4月1日 <u>一部改正 (第2条、第5条(2)(3)、第8条第1項、第2項、第15条第1項、第2項)</u></p> <p>8 平成28年4月1日 <u>一部改正 (第5条(2)(3)、第15条第1項、第2項)</u></p> <p>9 平成30年4月1日 <u>一部改正 (第5条(2)、第15条第1項、第2項)</u></p> <p>10 平成31年4月1日 <u>一部改正 (第5条(3))</u></p> <p>11 令和2年4月1日 <u>一部改正 (第5条(2))</u></p>

奈良県美術展覧会実行委員会事務局規程（案）

（総則）

第1条 この規程は、奈良県美術展覧会実行委員会会則第20条第2項の規定に基づき、奈良県美術展覧会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 事務局に事務局長、事務局長補佐及び事務局員を置く。

2 事務局長は、奈良県地域創造部文化振興課長をもって充てる。

3 事務局長補佐は、奈良県地域創造部文化振興課長補佐をもって充てる。

（職務）

第3条 事務局長は、奈良県美術展覧会実行委員会委員長（以下「委員長」という。）の命を受け、事務局に属する事務を掌理するとともに、事務局員を指揮監督する。

（決裁）

第4条 事務局長は、別表第1に掲げる事項について、専決することができる。

（代決）

第5条 事務局長が不在のときは、事務局長補佐がその事務を代決することができる。

（代決の制限）

第6条 前条の代決については、別表第2に掲げる事項又は急施を要するものに限り、これを行うことができるものとする。

（後閲）

第7条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者の後閲を受けなければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 1 照会、回答、通知等に関する事（基本方針の決定に関する事は除く）。
- 2 届出、報告等の受理及び提出に関する事（基本方針の決定に関する事は除く）。
- 3 1件2,000万円以下の支出負担行為に関する事。
- 4 支出の決定、戻入の決定、精算及び確認に関する事。
- 5 予備費の使用に関する事。
- 6 予算の流用に関する事。
- 7 契約の締結及び変更に関する事（重要な契約を除く）。
- 8 収入の調定、徴収、戻出に関する事。

別表第2（第6条関係）

- 1 照会、回答、通知等に関する事（基本方針の決定に関する事は除く）。
- 2 届出、報告等の受理及び提出に関する事（基本方針の決定に関する事は除く）。
- 3 1件10万円未満の支出負担行為に関する事。
- 4 支出の決定に関する事。
- 5 1件10万円未満の物品購入に関する事。
- 6 1件10万円未満の予定価格の決定に関する事。

奈良県美術展覧会実行委員会財務規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>奈良県美術展覧会実行委員会会則第23条第2項の規定に基づき</u>、奈良県美術展覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会計及び財務事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第16条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、奈良県美術展覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会計及び財務事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第16条 略</p> <p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 (略)</p>

奈良県美術展覧会実行委員会業務請負契約等審査会要領 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>第1 略</p> <p>(審査会)</p> <p>第2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は奈良県<u>地域創造部長</u>の職にある者をもって充て、副会長は奈良県<u>地域創造部次長 (地域創造部総務課長事務取扱)</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>第3～第11 略</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和6年 月 日から施行し、令和6年度予算事業から適用する。</p>	<p>第1 略</p> <p>(審査会)</p> <p>第2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は奈良県<u>文化・教育・くらし創造部長</u>の職にある者をもって充て、副会長は奈良県<u>文化・教育・くらし創造部次長 (文化・教育・くらし創造部企画管理室長事務取扱)</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>第3～第11 略</p> <p>附 則 (略)</p>